

次世代自動車購入費補助

問 環境課環境保全係 ☎95-9900

カーボンニュートラルの実現と市内産業の発展のため、次世代自動車の購入を支援します。

対 4月1日(月)以降に新車登録（自動車検査証の発行）され、市税の滞納がない以下に該当する個人又は事業者

▼個人の場合

- ・新車登録日から6か月以上前から引き続き市内に住民票を有し、居住している人
- ・自動車検査証の使用者の欄に記載の住所及び氏名が申請者と同じであること

▼事業者の場合

- ・自らの事業で使用する目的（リース又はレンタルに該当する場合を除く）で次世代自動車を新車で購入したもの
- ・自動車検査証の使用者の欄に記載の住所が補助金の申請をする事業者の事務所又は事業所と同じであること
- ・車両の貸し付け又はリース取引を主たる事業としていないこと
- ・自動車検査証の使用の本拠の位置の欄に記載の住所が市内であること

対象車両と補助金の額

対象車両	補助額	
	個人向け	事業用
電気自動車（EV）	5万円/台	20万円/台
燃料電池自動車（FCV）	40万円/台	30万円/台
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	10万円/台	10万円/台

注意事項

- ・所有権留保（ローン）による購入も補助対象です。
- ・リース取引による購入は補助対象外です。

軽自動車税（種別割）の減免申請

問 税務課管理係 ☎95-9876

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などが軽自動車を所有している場合、障害の程度や使用目的などが一定の条件にあてはまれば、軽自動車税の減免が受けられます。また、公益のため直接専用するものと認められる車両も、減免を受けられる場合があるので、問い合わせてください。減免を受けるためには毎年申請が必要です。申請前に納付した場合は減免が受けられません。

受付期間 4月1日(月)～5月31日(金)

申請の条件と必要書類



対象車両	障害者減免	<ul style="list-style-type: none"> ・身体などに障害のある人が所有する車両 ※所有権留保付自動車など、障害のある人が使用者（＝納税義務者）でも減免の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。 ・18歳未満の障害者と生計を一にする人が所有する車両 ・知的障害者又は精神障害者と生計を一にする人が所有する車両
	構造減免	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者などが利用するための特殊構造をした車両 ※8ナンバーの車両で、車検証に「身体障害者輸送用」「車いす移動車」などと書かれているもの
台数	障害者1人につき1台	
持ち物	車検証又は自動車検査証記録事項、車両所有者のマイナンバーの分かるもの、運転する人の運転免許証、各種手帳（構造減免を除く）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる障害の区分などは市ホームページで確認してください。 ・普通自動車の減免を受けている人や、福祉タクシー料金助成制度を利用している人は、減免を受けられません。 ・車検証に「事業用」と書かれている車両は対象外です。 ・世帯が別で生計を一にしている人が所有する軽自動車などを申請する場合や、常時介護している人が運転する場合は、それぞれ申出書類が必要です。 	